20210331

詳細説明資料

金利指標改革を踏まえた
全銀協TIBORの現状および今後の展望
（2021年３月）

一般社団法人
全銀協TIBOR運営機関
JBA TIBOR Administration

1．全銀協TIBORについて
①全銀協TIBORとは

全銀協TIBORは、貸出やデリバティブ取引等の幅広い取引で利用されている円金利を代表する金利指標の一つです。
■日本の短期金融市場の金利実勢を反映する指標金利創設の機運の高まり等を受けて、およそ四半世紀前の1995年に公表を開始しました。

■全銀協TIBOR（タイボー）とは？

○全銀協TIBOR は、短期金融市場の一つである**インターバンク市場の取引の実勢を反映**する円の金利指標です。

○全銀協TIBORには、**日本の無担保コール市場の実勢を反映する「日本円TIBOR」**と、**オフショア市場の実勢を反映する「ユーロ円TIBOR」**の２種類のTIBOR があります。

○「日本円TIBOR」と「ユーロ円TIBOR」には、それぞれ**1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物の5つの期間（テナー）**が存在しています。

＜日本円TIBORとユーロ円TIBOR＞

指標	日本円TIBOR	ユーロ円TIBOR
反映する市場	短期金融市場（インターバンク市場）	
	無担保コール市場	オフショア市場
テナー	1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物	
公表	毎営業日	
act（金利日数）	365日ベース	360日ベース
運営主体	全銀協TIBOR運営機関	

（ご参考）IBOR（アイボー）とは？

○IBOR（Interbank Offered Rate）とは、金融取引における銀行間取引金利のことです。

○東京市場におけるTIBORの他、ロンドン市場におけるLIBOR（ライボー）、欧州市場におけるEURIBOR（ユリボー）などがあり、これらを総称して「IBORs」と呼びます。

○IBORは、運営機関が、複数の金融機関（レート呈示銀行）から提示されたレートをもとに算出します（右図）。

＜IBORの算出・公表イメージ＞

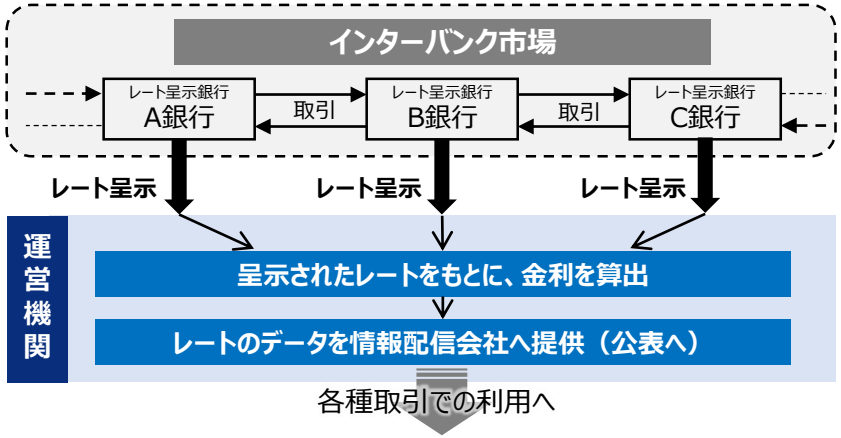

1．全銀協TIBORについて
②全銀協TIBORの算出・公表手続きについて

■全銀協TIBORの算出から公表までの手続きは、以下のとおりです。
■当運営機関で算出されたTIBORは、情報提供会社（情報ベンダー）を通じて幅広い市場参加者に利用されています。

■全銀協TIBORの算出・公表手続き

リファレンス・バンク
インターバンク市場の取引等にもとづき、全銀協TIBOR運営機関へレートを呈示

全銀協TIBOR運営機関
呈示されたレートをもとにTIBORを算出・公表へ

情報提供会社
TIBORを幅広い市場参加者へ提供

TIBOR利用者
実際の取引等でTIBORを利用

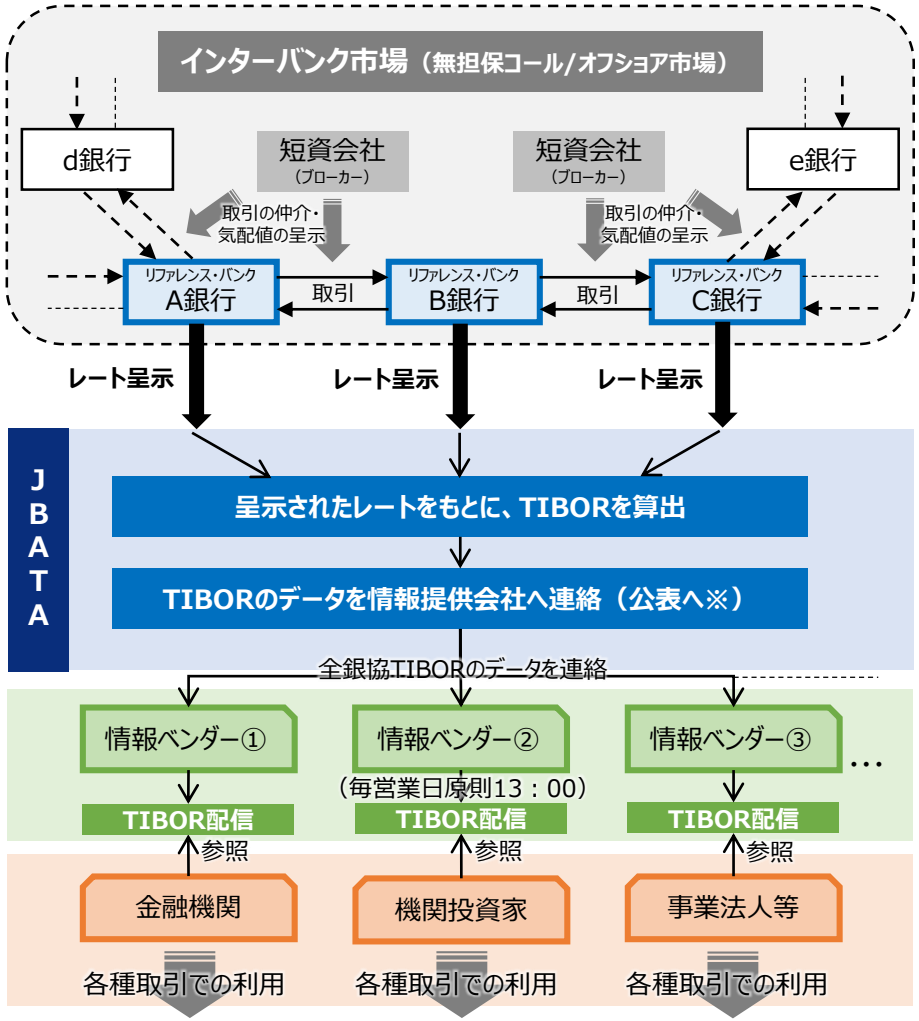

※ TIBORは、契約締結先の情報提供会社（情報ベンダー）を通じて公表します（毎営業日原則13時に公表）。
※ 当運営機関のウェブサイトにおいて、公表情報をもとに、「参考情報」として掲載します（毎営業日原則16時30分以降）。

○リファレンス・バンクとは？

当運営機関は、TIBORを算出、公表するにあたって、金融機関からレート呈示を受けており、このレート呈示銀行のことを「リファレンス・バンク」と呼んでいます。

なお、リファレンス・バンクは、毎年公募により選定されます（2020年度は、日本円TIBORが15行、ユーロ円TIBORが14行）。また、リファレンス・バンクは全銀協TIBOR運営機関の行動規範等を遵守することが求められます。

○TIBORの算出方法

当運営機関は、日本円／ユーロ円それぞれにおいて、呈示されたレートのうち、**最も高いレートを呈示した２社の値、および、最も低いレートを呈示した２社の値を除外**したものを母数として、**単純平均したレートを、TIBORとして公表**しています。

（例）TIBORの算出方法

RB	呈示レート	RB	呈示レート
A行	0.5%	I行	0.6%
B行	0.4%	J行	0.5%
C行	0.3%	K行	0.4%
D行	0.3%	L行	0.1%
E行	0.2%	M行	0.1%
F行	0.5%	N行	0.5%
G行	0.9%	O行	0.5%
H行	0.8%		

（注）
RB：リファレンス・バンク
青字：最も高いレート（上から２社）
赤字：最も低いレート（下から２社）

$$\text{TIBOR} = \frac{\left(\begin{array}{l}0.5+0.4+0.3+0.3+0.2+0.5\\+0.6+0.5+0.4+0.5+0.5\end{array}\right)}{11} = \underline{0.42727\%}$$

（小数第６位を四捨五入）

1．全銀協TIBORについて
③全銀協TIBORのこれまでの経緯（全体像）

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関 JBA TIBOR Administration

■全銀協TIBORの算出開始から、今日に至るまでの主な経緯は以下のとおりです。
■本資料では、特に、IOSCO原則公表（2013年７月）や、FSB報告書の公表（2014年７月）を踏まえた当運営機関の対応（「全銀協TIBOR改革（2017年７月実施）」）について重点的に解説しています。

■全銀協TIBORのこれまでの経緯　⇨…特に、本資料において重点的に解説する箇所です。

全銀協TIBOR

1995年11月：日本円TIBOR算出開始（全銀協より公表※）

1998年３月：ユーロ円TIBOR算出開始（全銀協より公表※）

2014年４月：全銀協TIBOR運営機関（JBATA）設立

2015年５月：金融商品取引法による特定金融指標の指定

2017年７月：全銀協TIBOR改革実施 ＜詳細はP.5,6へ＞

全銀協TIBORは、国内の法施行はもちろん、グローバルな金利指標改革の動向を踏まえ、適宜対応を実施してきました。

今後の見通し

今後もグローバルな金利指標改革等を踏まえて、適宜頑健性等を高める取り組みを実施していく予定です。＜詳細はP.10へ＞

国内の動向

2014年５月：改正金融商品取引法公布

グローバルな金利指標改革の動向

2012年 LIBORの不正操作問題が明らかに

2013年７月：IOSCO原則公表 ＜詳細は、P.4へ＞

2014年７月：FSB報告書公表 ＜詳細は、P.4へ＞

各金利指標に関する改革が行われてきましたが、2021年末以降、LIBORの恒久的な公表停止または指標性の喪失が予定されています。

※ 2014年４月以降は、記載のとおり、全銀協TIBOR運営機関へ継承。

2．全銀協TIBOR改革の実施について
①改革実施の背景（国際的な取組み）

■2012年に明らかになったLIBORの不正操作問題を受け、金利指標に対する公的な規制が国際的に検討され、証券監督者国際機構（※１）からIOSCO原則が公表されるとともに、金融安定理事会（※２）による提言がまとめられました。

■主要な金利指標の一つである全銀協TIBORも、一段と頑健性等を高めるために改革が実施されることとなりました。

■IOSCO「金利指標に関する原則」

番号	原則名	番号	原則名
1	運営機関の全般的責任	11	算出方針の内容
2	第三者の監督	12	算出方針に対する変更
3	運営機関の利益相反	13	移行
4	運営機関の統制の枠組み	14	呈示者に係る行動規範
5	内部監督機能	15	データ収集に係る内部統制
6	指標の設計	16	不服処理
7	データの十分性	17	監査
8	データのヒエラルキー	18	監査証跡
9	指標決定の透明性	19	規制当局との連携
10	定期的な見直し		

全銀協TIBORもグローバルに認められる指標として IOSCO原則を遵守する態勢の構築が必要

■FSB報告書「主要な金利指標の改革」における提言

◎IBOR改革

既存の**主要な金利指標**（LIBOR、EURIBOR、**TIBOR**）**については、レート呈示者の恣意的な判断が入る余地を極力排する仕組みとすることで指標としての透明性・・頑健性・信頼性を高める改革**を行う。

・リスク・フリー・レート（RFR）の構築

主要な通貨（米ドル、ユーロ、英ポンド、日本円、スイスフラン）については、銀行の信用リスクに影響されない金利指標も必要であるという考え方のもとで銀行の信用リスクを含まないリスク・フリー・レートを構築する。

○上記とともに、それぞれの金利指標を、金融商品や取引の性質を踏まえて利用していく「マルチプル・レート・アプローチ」が提起されました。

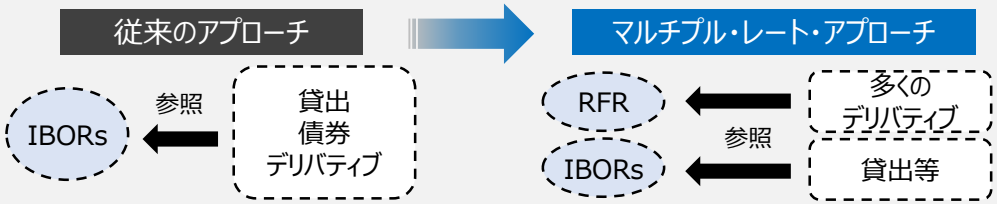

（出所）日本円金利指標に関する検討委員会「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議」を参考に一部加工

全銀協TIBORも「IBOR改革」を進め、指標としての透明性・頑健性・信頼性を高めることが必要

※１証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions ：IOSCO）は、世界各国・地域の証券監督当局や証券取引所等から構成されている国際的な機関であり、証券監督に関する原則・指針等の国際的なルールの策定等を行っています。

※２金融安定理事会（Financial Stability Board；FSB）は、主要な国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、IMF（国際通貨基金）、世界銀行、BIS（国際決済銀行）、OECD（経済協力開発機構）等の代表が参加し、金融システムの脆弱性への対応や金融システムの安定を担う当局間の協調の促進に向けた活動などを行っています。

2．全銀協TIBOR改革の実施について
②全銀協TIBOR改革について

■当運営機関は、IOSCO原則とFSB報告書の提言を受け、世界の主要なIBOR系指標の中でも他指標に先駆けて改革を行いました。この改革は、全銀協TIBORの透明性・信頼性を高めるべく、「より実際の取引に依拠する指標」とするために、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスを統一・明確化することを一つのコンセプトとして行われました。

■全銀協TIBOR改革の概要（呈示レート算出・決定プロセスの統一・明確化）

○改革前の全銀協TIBORについては、（リファレンス・バンクによる）呈示レートの算出・決定プロセスが明確には定められておらず、「リファレンス・バンクが呈示レートの算出・決定時に恣意的にレートを加減する」等のレートの操作が行われる可能性が指摘されうるものでした。

○そこで、当運営機関は、**リファレンス・バンクによる呈示レートの算出・決定プロセスの統一・明確化を一つのコンセプトとして、「全銀協TIBOR改革」を実施**しました。

✓具体的には、呈示レートの算出・決定において、**実際の取引データをはじめとした各種データを優先順位に沿って参照する「ウォーターフォール構造**（詳細は次頁）**」を導入することで**、恣意的なレートの操作を行う余地を極力排除した、**客観的なプロセスを実現**しています。

＜全銀協TIBOR改革（2017年７月に実施）＞

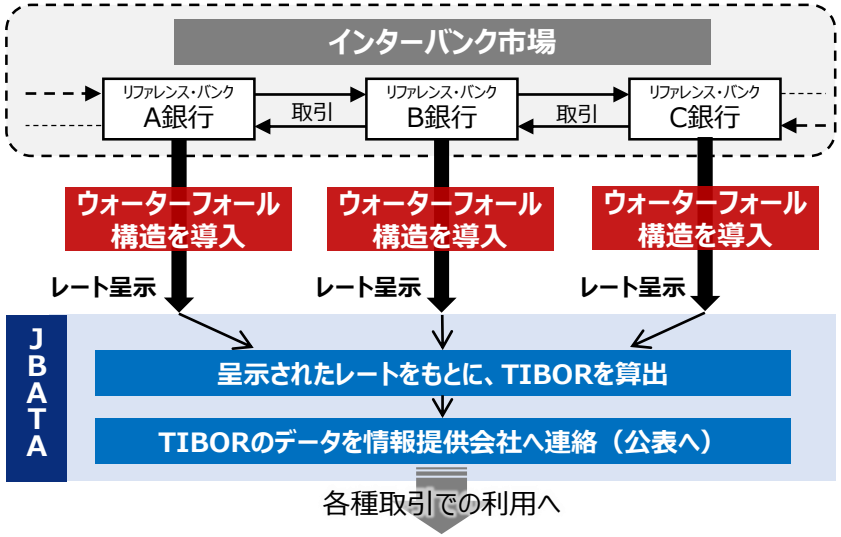

リファレンス・バンクによる呈示レート算出・決定プロセスの統一・明確化を実施（ウォーターフォール構造の導入）

全銀協TIBOR運営機関（JBATA）は、一層客観的な呈示レートにもとづき、指標の算出・公表が可能に。

2．全銀協TIBOR改革の実施について
③ウォーターフォール構造を踏まえた算出、公表手続きについて

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関 JBA TIBOR Administration

■全銀協TIBOR改革により定められた「ウォーターフォール構造」は以下のとおりです。
■なお、全銀協TIBOR改革以降の実績をみると、順位４「専門家判断」によって呈示レートが決定された事実はなく、全ての呈示レートは各種データにもとづき客観的に算出、公表されています（レートの推移は次頁を参照）。

■全銀協TIBOR改革により定められた「ウォーターフォール構造」

○**全銀協TIBOR改革では**、以下の**順位１～３を順にみてデータが存在するところで呈示レートが算出・決定されるよう、統一・明確化**が図られました。順位１～３のデータがすべて存在しない場合に限り、順位４で実際の取引データ以外の勘案を許容する仕組みとなっています。

＜ウォーターフォール構造＞（日本円TIBORの場合）

順位１
無担保コール市場のデータ
①無担保コール市場の当日の実際の取引データ
②無担保コール市場の各種気配値
③無担保コール市場の過去の実際の取引データ

順位２
無担保コール市場に準じるインターバンク市場のデータ
①本邦オフショア市場および銀行間NCD(※1)市場の当日の実際の取引データ
②本邦オフショア市場の各種気配値
③本邦オフショア市場および銀行間NCD市場の過去の実際の取引データ

順位３
ホールセール市場を含む関連市場のデータ
NCD 取引（一部除く）、大口定期預金取引、短期国債市場、GC レポ(※２)市場、OIS (※3) 市場のデータ

順位１～３
すべて存在しない場合

順位４
専門家判断 (※4)

＊滝のように（上から下に水が流れるように）決定されることから、「ウォーターフォール構造」と呼んでいます。
＊順位1と順位2については、①から③の順番でデータが存在するところで呈示レートが算出・決定されます（なお、①と③は自社の取引のデータが存在する場合に 該当します。）。

※1 Negotiable Certificate of Deposit（譲渡性預金）の略称で、満期日前の中途売買（期間中の譲渡）が可能な預金です。短期金融市場で売買が行われています。
※2 現金担保の付いた債券貸借取引（いわゆる債券レポ取引）の手法の一種で、資金の調達・運用を目的に、銘柄を特定せずに（＝General Collateral）債券の貸借を行う取引です。
※3 Overnight Index Swapの略称で、わが国では、一定期間の無担保コール翌日物レートを変動金利として、固定金利と交換する取引が行われています。
※4 専門家判断は、各リファレンス・バンクの呈示責任者や担当者が専門家として判断し、レートを呈示するものです。大規模災害による金融市場の急激な混乱時等、予め想定しがたい事象が発生し、順位１～３が存在しない場合においても、利用者が適切に短期金融市場の市場実勢を把握できることを企図し、ウォーターフォール構造の最下層（順位４）に残置しています。

2．全銀協TIBOR改革の実施について
④指標の推移等

■全銀協TIBOR改革の実施前後における「日本円TIBOR」、「ユーロ円TIBOR」の推移は以下のとおりです。
■改革実施前後で大きな金利変化はみられず、改革実施後も市場実勢を反映し、振れを伴いつつ推移しています。

日本円TIBOR

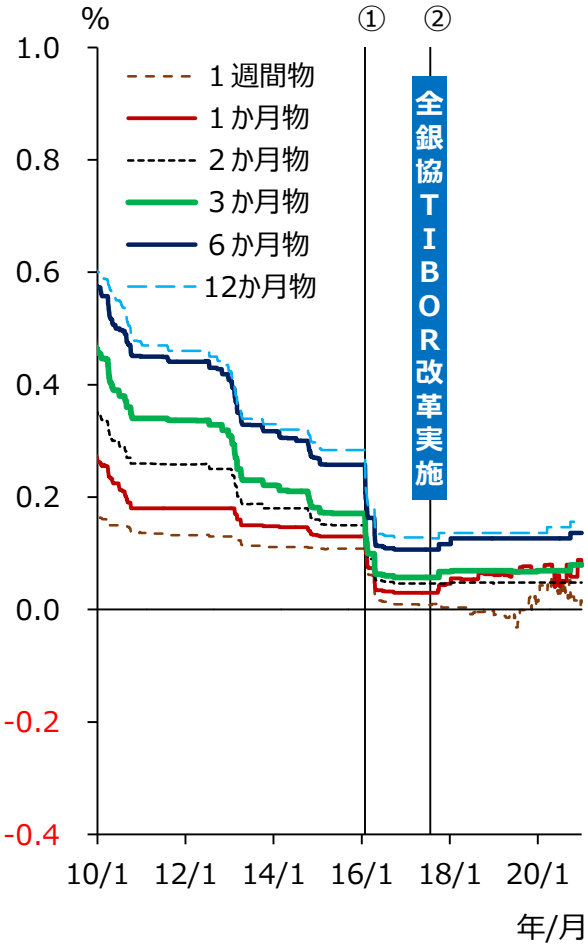

ユーロ円TIBOR

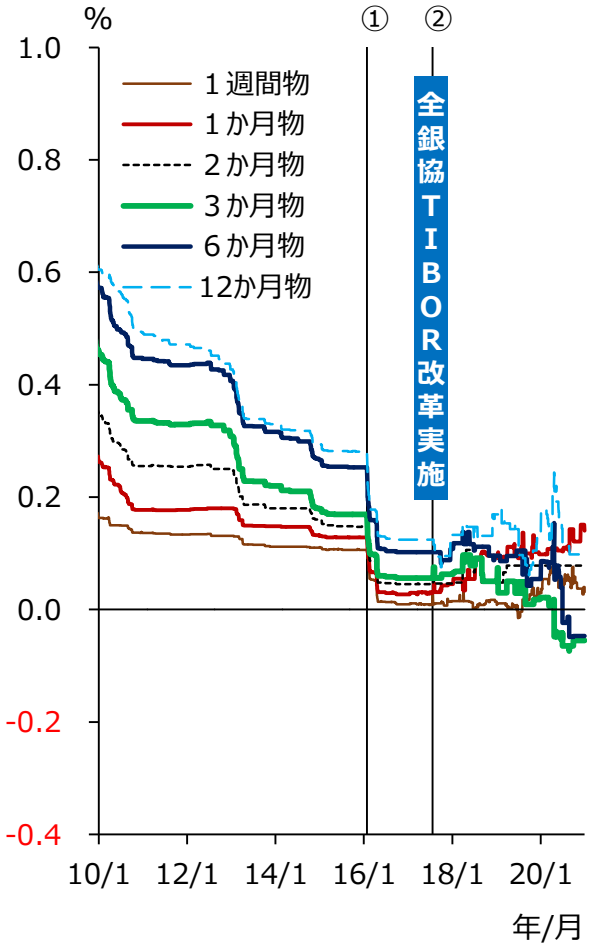

（ご参考）その他短期金融市場

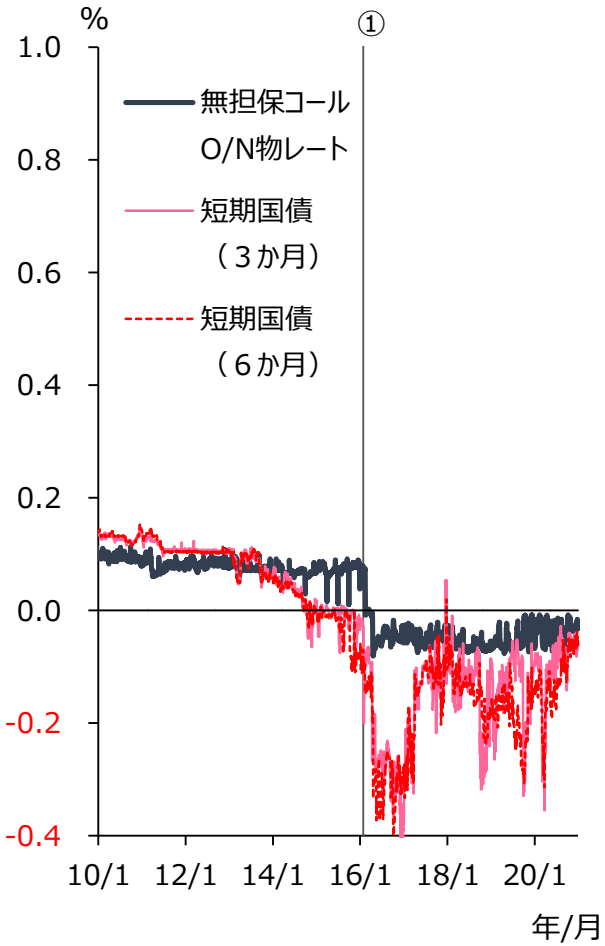

（注）直近は2020年12月。
グラフ上の①は日本銀行によるマイナス金利政策の導入（2016年１月29日）、②は当運営機関による「全銀協TIBOR改革」の実施（2017年７月24日）。
（出所）日本銀行、Bloomberg、全銀協TIBOR運営機関

3．全銀協TIBOR改革後の課題認識について
①IOSCO原則上の課題認識について

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関 JBA TIBOR Administration

■当運営機関は、全銀協 TIBOR改革により、IOSCO原則を遵守するに至っていると評価しています。

■一方で、さらなる透明性・頑健性・信頼性向上に向け、原則７と原則13については一部課題を認識しています。

■当運営機関におけるIOSCO「金利指標に関する原則」の遵守状況

番号	原則名	番号	原則名
1	運営機関の全般的責任	11	算出方針の内容
2	第三者の監督	12	算出方針に対する変更
3	運営機関の利益相反	13	移行
4	運営機関の統制の枠組み	14	呈示者に係る行動規範
5	内部監督機能	15（※）	データ収集に係る内部統制
6	指標の設計	16	不服処理
7	データの十分性	17	監査
8	データのヒエラルキー	18	監査証跡
9	指標決定の透明性	19	規制当局との連携
10	定期的な見直し	◎は遵守と評価。 ○は遵守しているが、一部課題有と評価。	

■当運営機関が認識する課題の所在

課題１　本邦オフショア市場の長期的な縮小傾向（原則７関係）

原則７の内容	当運営機関の認識
データの十分性 指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきである。	遵守 （一部課題有） 全銀協TIBORの一つである**「ユーロ円TIBOR」の呈示レートが、評価対象市場**（本邦オフショア市場）**のデータで決定される割合が低い**。

日本円TIBORの評価対象市場である本邦無担保コール市場の取引残高が25.9兆円に達している一方、ユーロ円TIBORの評価対象市場である本邦オフショア市場における日本円建ての預け金・コールの取引残高は約0.5兆円にとどまり、本邦無担保コール市場に比べて市場規模が小さい状況が続いています（計数は2019年7月末時点）。

課題２　全銀協TIBORの公表を停止した場合等における適切な代替指標の検討（原則13関係）

原則13の内容	当運営機関の認識
移　行 運営機関は、指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、信頼性が高い代替指標を選択するための基準等を含めることが考えられる。	遵守 （一部課題有） 代替指標への移行に向けた方針書・手続書については2020年3月に制定。**ただし、全銀協TIBORの適切な代替指標（フォールバック・レート）の検討が未済**。

課題１、２を踏まえて…

当運営機関では、**さらなる透明性・頑健性・信頼性の向上に向けて対応を実施していくことが必要**、と考えています。（対応の詳細はP.10へ）

（※）評価対象外。

3．全銀協TIBOR改革後の課題認識について
②LIBORの公表停止・指標性喪失を踏まえた対応について

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関 JBA TIBOR Administration

■TIBORは、2021年末に恒久的な公表停止または指標性の喪失が見込まれている「円LIBOR」に代わりうる金利指標（代替金利指標）の一つとして一定の支持を集めています。

■そのため、円LIBOR公表停止等の後を見通した場合、TIBORは一段と幅広い市場参加者が利用することも想定されます。

■LIBORの代替金利指標としてのTIBOR

〇幅広い市場参加者で構成される「日本円金利指標に関する検討委員会（事務局：日本銀行）」では、**円LIBORに代わりうる金利指標（代替金利指標）が検討された結果、その候補として、特に貸出においてTIBORは一定の支持**を集めました。

＜円LIBORの主な代替金利指標＞

	O/N RFR 複利（後決め）	ターム物リスク・フリー・レート（TORF）	TIBOR
金利指標が依拠するレート	無担保コール O/N物レート	日本円OIS（無担保コールO/N物レートを利用）	**TIBOR**
金利決定のタイミング（前決め/後決め）	後決め（金利支払日の直前）	前決め（金利適用開始時点）	**前決め（金利適用開始時点）**
利用可能性（2021年3月時点）	利用可 ※ただし、事務システム面で課題あり	（2021年４月26日から確定値公表予定）	**利用可 ※他通貨では、米ドルや英ポンド等IBOR系指標がない通貨も存在**

＜「貸出」における代替金利指標の選好＞

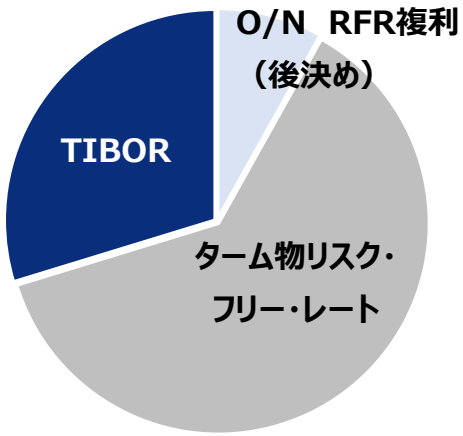

（複数回答可、合計37）

円LIBORの代替金利指標としてTIBORが選択された場合、円金利において、TIBORの利用が今後一段と広がることも想定されます。この点も踏まえ、当運営機関では、**TIBORの透明性・頑健性・信頼性を一段と高めるべく、課題を解消していくことが必要**、と考えています。

（注１） 本頁の図表は、「『日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議』取りまとめ報告書」等を参考に作成。
（注２） フォールバック条項により日本円TIBORをLIBORの代替金利指標として選択する際に、当該２つのレートの金利差を調整するための「スプレッド調整」において「過去５年中央値アプローチ」を用いる場合には、当事者間で留意事項について合意する必要があります。詳細は、「『日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議（第２回）』取りまとめ報告書」を参照ください。

４．今後の展望～透明性・頑健性・信頼性の一層高い指標に向けて～

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関 JBA TIBOR Administration

■当運営機関は、全銀協TIBORが国際的にも認知され、市場において引き続き広く利用されるよう、金利指標改革の動向を踏まえつつ、IOSCO原則において残存する一部課題の解消を図るなどして、透明性・頑健性・信頼性の一層高い指標になることを目指して各種取組みを進めていきます。

■課題１「本邦オフショア市場の長期的な縮小傾向」への対応の進捗状況

原則７の内容	当運営機関の認識	当運営機関による対応の進捗状況
データの十分性 指標の決定に使用するデータは、指標が計測する「価値」を正確かつ高い信頼性をもって反映するのに十分であるべきである。	遵守 （一部課題有） 全銀協TIBORの一つである**「ユーロ円TIBOR」の呈示レートが、評価対象市場**（本邦オフショア市場）**のデータで決定される割合が低い**。	**2018年10月に「日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る第１回市中協議」を実施し、2019年５月には、その結果として、日本円TIBORへの一本化案を最も有力な選択肢として引き続き所要の検討を進めていく予定である旨を公表しています。**

■課題２「全銀協TIBORの公表を停止した場合等における適切な代替指標の検討」への対応の進捗状況

原則13の内容	当運営機関の認識	当運営機関による対応の進捗状況
移　行 運営機関は、指標の停止の必要性に対応するため、明確な方針書と手続書を整備すべきである。指標停止の可能性に対応する運営機関の方針書と手続書には、運営機関が妥当かつ適切であると判断した場合、信頼性が高い代替指標を選択するための基準等を含めることが考えられる。	遵守 （一部課題有） 代替指標への移行に向けた方針書・手続書については2020年3月に制定。**ただし、全銀協TIBORの適切な代替指標（フォールバック・レート）の検討が未済**。	**全銀協TIBORは、今後も継続的に公表されますが、IOSCO原則に従って、指標の頑健性等を一層高める観点などからも、全銀協TIBOR（「日本円TIBOR」と「ユーロ円TIBOR」）が利用できない場合やその公表を停止した場合の代替指標の候補例等に関して、今後、市中協議を実施し、幅広い市場関係者のご意見をお伺いする予定です。**

当運営機関では、上記のとおり、IOSCO原則において残存する一部課題への対応を進めております。今後、**全銀協TIBORが国際的にも一段と幅広く認知され、市場において引き続き広く利用されるよう透明性・頑健性・信頼性の一層高い指標になることを目指します**。

FAQ①

Q. 全銀協TIBORは、LIBORと同様に恒久的な公表停止を予定していますか？

A. 全銀協TIBORは、IOSCO原則に則った円金利の代表的な指標の一つとして、今後も継続的に公表されます。

＜説明＞

LIBORについては、2021年3月にLIBORの監督当局による声明等が公表され、各通貨およびテナーについて、2021年12月末または2023年６月末に公表停止もしくは指標性を喪失することが明らかとなっています。

一方、全銀協TIBORについては、恒久的な公表停止を現段階では想定していません（※）。FSBが公表した「『主要な金利指標の改革』の2020年進捗報告書」では、本邦は、リスク・フリー・レートの活用とIBORの維持を支持する法域とされています。また、全銀協TIBORは貸出における円LIBORの代替金利指標の一つとして支持されています。

当運営機関はこれらのことなども踏まえ、今後も全銀協TIBORを継続的に公表する予定です。

※　2018年10月に「日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に係る第１回市中協議」を実施し、2019年５月には、その結果として、日本円TIBORへの一本化案を最も有力な選択肢として引き続き所要の検討を進めていく予定である旨を公表しています。日本円TIBORへの一本化を進める場合は、市中協議を実施し、幅広い市場関係者のご意見をお伺いすることとなっています。

FAQ②

Q. 全銀協TIBORのレートは、客観性が保たれていますか？

A. 全銀協TIBORは、その算出に当たって当運営機関やリファレンス・バンクによる恣意的な操作を極力排除した客観性の高い仕組みとなっています。

＜説明＞

2017年に、全銀協TIBORは全銀協TIBOR改革を実施したことで、レートに恣意性が働くおそれがある「専門家判断」を日常的な呈示レートの算出・決定プロセスから排除しています（※）。

全銀協TIBOR改革以前のレートは、評価対象市場等に実取引データがない場合には、実取引データ以外の定性的情報を加味した専門家判断によりに算出していました。しかし、この算出手法については、リファレンス・バンクの呈示レートの算出・決定プロセスが具体的に公表されておらず、透明性が高くないといった懸念や、関連市場のデータの具体的な参照方法が公表されておらず、実取引への依拠が十分でない可能性があるといった問題意識がありました。

このような問題意識のもと、全銀協TIBOR改革を実施し、現在は、全銀協TIBOR行動規範に定められたデータの参照方法（優先順位）に従って、客観的に呈示レートの算出・決定を行っています。全銀協TIBOR改革以降、専門家判断によって呈示レートが決定された事実はなく、全ての呈示レートは各種データにもとづき客観的に算出されています。

※ なお、大規模災害による金融市場の急激な混乱時等、予め想定しがたい事象が発生し、順位１～３が存在しない場合においても、利用者が適切に短期金融市場の市場実勢を把握できることを企図し、ウォーターフォール構造の最下層（順位４）に専門家判断は残置してあります。

FAQ③

Q. 全銀協TIBORと円LIBORの違いについて教えてください。

A. 全銀協TIBORと円LIBORは、両者ともに日本円の金利指標ですが、運営機関が異なる他、参照都市や構成されるリファレンス・バンク等にも違いがあります。したがって、各々レートの水準にも差異があります。

＜全銀協TIBORと円LIBORの比較表（主な項目のみ）＞

全銀協TIBOR		金利指標	ユーロ円LIBOR
日本円TIBOR	ユーロ円TIBOR		
全銀協TIBOR運営機関		運営機関	ICE Benchmark Administration ※
東京		参照都市	ロンドン
1週間物、1か月物、3か月物、6か月物、12か月物		テナー	スポットネクスト、１週間物、１か月物、２か月物、３か月物、６ヶ月物、12か月物
前決め（金利適用開始時点）		金利決定のタイミング	前決め（金利適用開始時点）
毎営業日		公表	毎営業日
365日ベース	360日ベース	act（金利日数）	360日ベース
0.13636%	-0.04700%	レート水準（６ヶ月物）（2020年12月末公表）	-0.05800%

※ アメリカ合衆国に本部を置くインターコンチネンタル取引所（通称：ICE）の運営機関です。

以　上

ご参考　全銀協TIBOR運営機関の組織等

■全銀協TIBOR運営機関の運営体制は以下のとおりです。
■IOSCO原則等を踏まえ、弁護士等で構成する監視委員会を設置する等、独立性の高い運営体制を確保しています。

一般社団法人 全国銀行協会 ※

監査法人

外部監査

関係当局　金融庁 Financial Services Agency

監督　監督

一般社団法人 全銀協TIBOR運営機関

監事会 —助言または勧告→ **理事会** ←指標運営に係る提言

全銀協TIBOR 企画委員会
- 運営機関の組織
- 運営機関の予算・決算等

全銀協TIBOR 運営委員会
- 全銀協TIBORの定義・算出方法の見直し
- リファレンス・バンクの選定、レート呈示手続見直し
- 諸規程の制定、改定、廃止等

全銀協TIBOR 監視委員会
- 利益相反の管理
- 苦情等への対応
- リファレンス・バンクの行動規範の遵守状況やレート呈示内容に対するモニタリング　等

事務局

全銀協TIBOR 内部監査室
- 内部監査計画の策定
- 内部監査の実施

全銀協TIBOR 業務部
- 全銀協TIBORの算出、公表
- 理事会、企画委員会、運営委員会の事務運営

全銀協TIBOR コンプライアンス室
- コンプライアンス確保
- 内部通報の受付

全銀協TIBOR 監視委員会室
- 苦情・相談の受付
- 監視委員会の事務運営
- 監視委員会からの指示にもとづく調査等

レート呈示

リファレンス・バンク（2020年度）

日本円TIBOR	ユーロ円TIBOR
みずほ銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	三菱UFJ銀行
三井住友銀行	三井住友銀行
りそな銀行	りそな銀行
埼玉りそな銀行	横浜銀行
横浜銀行	三菱UFJ信託銀行
三菱UFJ信託銀行	みずほ信託銀行
みずほ信託銀行	三井住友信託銀行
三井住友信託銀行	ｼﾞｪｰ・ﾋﾟｰ・ﾓﾙｶﾞﾝ・ﾁｪｰｽ・ﾊﾞﾝｸ・ﾅｼｮﾅﾙ・ｱｿｼｴｰｼｮﾝ
新生銀行	ﾄﾞｲﾂ銀行
あおぞら銀行	ﾋﾞｰｴﾇﾋﾟｰﾊﾟﾘﾊﾞ銀行
ﾋﾞｰｴﾇﾋﾟｰﾊﾟﾘﾊﾞ銀行	信金中央金庫
信金中央金庫	商工組合中央金庫
商工組合中央金庫	農林中央金庫
農林中央金庫	（計14行）
（計15行）	

※ 一般社団法人全国銀行協会は、当運営機関の唯一の会員であり、かつ親法人です。